

磁界/電波の環境測定業務

マンション、住宅建設地周辺において、近隣に送電線や変電所設備等があるに場合に、出張電磁界測 定を行います。

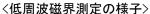
1.磁界測定(50Hz/60Hz)

- 低周波磁界は、近隣に送電線設備や変電所設備(鉄道設備も含む)があるマンションや住宅建設予定地において、 経済産業省「電気設備に関する技術基準を定めた省令」または、国土交通省「鉄道に関する技術上の基準を定め る省令」に準じた測定方法で測定します。
 - ・測定基準値 : 商用周波数で 200 μ T 以下
 - ・測定機器 : 国際規格 IEC62233 に準拠たドイツ Narda 社製 ELT-400 磁界測定器

(IEC62233とは、人のばく露に関する家庭用及び類似用途の電気機器の電磁界の測定方法を規定しており、家電製品の電磁界の測定方法と、ばく露制限値への適合判定の標準化を目的としている。)

* 当事者ではなく客観的な第3者の立場から、測定を実施、報告書を作成する事が可能です。



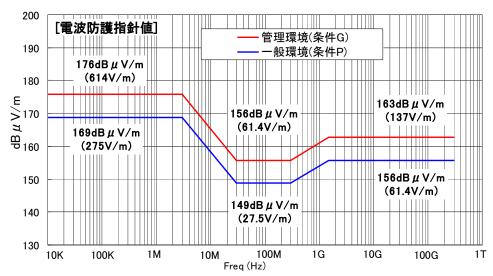




〈低周波磁界測定器〉

2.電波測定(150k~40GHz)

● 電波測定は、総務省が施行している「電波防護指針」の基準値(下記の指針値参照)に対して、150k~40GHz までの電界強度を測定します。150k~30MHz の範囲はモノポールアンテナを、30M~1GHz の範囲はバイログアンテナを、1~40GHz の範囲はホーンアンテナを使用して測定を行います。



管理環境:電波を職業的に扱う人 一般環境:上記以外の一般の人

* 測定料金は各測定条件により異なるため、ご依頼毎にリース・ナブルな価格でお見積り致します。